

平成27年度奈半利町新規就農研修生募集要領

1. 募集人員及び研修期間

募集人員：1名若しくは1世帯

研修期間：原則1年間(平成27年8月1日～平成28年7月31日)とし、本人の希望により1年間に限り研修期間を延長することができるものとする。

2. 応募資格

- (1) 18歳から65歳未満(基準日:平成27年4月1日)の農業に積極的に取り組む意欲のある男女
- (2) 新規就農者であること。『新規就農者』は、現在、農業経営主でなく、今後新たに農業経営主となって農業を始められる方とし、継続的に施設園芸に携わった事がない者。
- (3) 公共料金等滞納経歴のない者。
- (4) 研修期間及び研修期間終了後、奈半利町に居住し、就農可能な者。
- (5) 他市町村等で実施された当町と同様の研修を受けられた経歴のない者。

3. 出願手続き

(1) 応募受付期間

平成27年1月5日(月)～平成27年3月31日(火)とし、土曜日、日曜日、及び祝祭日を除き、毎日午前9時00分から午後5時までとします。(郵送の場合必着)

(2) 提出書類及び応募方法

『新規就農研修申込書』、『誓約書』、『履歴書』、『自己資金等申告書』、『市町村税の納税証明書』、『同意書』、『作文』各1通。郵送の場合は、封筒の表に「奈半利町新規就農申込」と朱書きし、書留とする。また、『作文』については、400字詰原稿用紙2枚程度とし、内容は農業に関するものとする。

(3) 申込書の配布及び申込先

奈半利町役場地域振興課に備え付けの、募集要領、申込書により奈半利町役場地域振興課まで申し込むこと。

4. 研修内容

受入農家の耕作地において、受入農家の指導のもとで最大2年間の農業研修を実施。研修終了後は、町有レンタルハウスにて引き続き、1年間自分に適した農業経営を实践する事ができるものとする。また、研修終了後、営農を実施する為の農地が無い方は、町有レンタルハウス及び町内遊休農地を可能な限り斡旋するよう努め住居の無い方は事務局側で可能な限り空家の斡旋を行う。

5. 研修作付品目

ナス、ピーマンのいずれか1作目
上記品目は施設野菜とする。

6. 研修助成金

1人月額15万円を研修助成金として支給(配偶者3万円/月、子供一人につき1万円/月加算)。また、助成金の加算は、配偶者及び子供が勤労しておらず、収入のない場合に限り支給し、研修生と同居しており、且つ扶養していることを条件とする。

7. 研修生の決定

(1) 書類審査、個人面接の実施

書類審査、個人面接を平成27年4月中旬に実施し、奈半利町新規就農者推進協議会を開催し、研修生を決定する。面接の時間・場所については、募集締め切り後に各応募者に通知します。

(2) 研修生の決定通知

平成27年4月下旬に各応募者宛に結果を通知します。尚、研修生の決定についての異議等は、一切受け付けません。

8. 預託金

研修生は研修開始までに預託金30万円を納めるものとする。これを納めない場合は、研修を開始しない。なお、預託金は研修終了時に研修生に返還するものとする。ただし、規約違反等により研修を中止した場合は、奈半利町新規就農推進協議会に図り、返還の有無を決定するものとする。

9. 研修給付金の返還

- (1) 研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合。
- (2) 研修終了後1年以内に独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合。
- (3) 給付期間の1.5倍の期間、独立自営就農又は雇用就農を継続しない場合。

10. その他

この募集についての詳細については、奈半利町役場地域振興課にお問い合わせ下さい。

奈半利町役場地域振興課 担当：大西 TEL 0887-38-8182